

第 1 1 回教育委員会定例会会議録

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日 (火)

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	委員長	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		山口直樹
	委員		嵐山光三郎
	委員		城所久恵
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		林晴子
	教育総務課長		宮崎宏一
	教育指導支援課長		渡辺秀貴
	指導担当課長		三浦利信
	生涯学習課長		津田智宏
	国体推進担当課長		小林孝司
	給食センター所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		荒西岳広

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。先日の新聞に、市内にある桐朋中学、高校の生物部員が、昆虫学会の大会でハグロトンボの生態について発表するという記事が載りました。3年間にわたって追いつけたハグロトンボの数は、3,000匹以上、このデータを検証した結果、ハグロトンボの性質が見えてきたとのこと。専門家も評価しているという、今回の調査、研究のきっかけは、2年前にくにたち郷土文化館が、市民とハグロトンボ調査隊を結成する際、誘いの声をかけたことだったそうです。中高生の粘り強さと探究心はすばらしいと思いましたが、国立の社会教育の取り組みがこうした形で子どもたちの学びを広め、深めることにつながっていることもとてもうれしく思いました。

これから平成25年第11回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を城所委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしくお願ひします。

審議に入ります前に、本日の審議案件のうち、議案第52号、くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定についてから、議案第55号、国立市古民家の指定管理者の指定についてまでの4議案は、関連する議案ですので一括審議とし、採決は別個採決することとしますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、審議に入ります。

◇

○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 初めに、教育長報告をお受けします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、10月22日火曜日の第10回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業について、ご報告申し上げます。

10月22日定例会前には、平成26年度の教育予算編成に関する教育施策について、教育委員全員と市長との意見交換を行ったところでございます。

10月23日水曜日には、市立小・中学校合同授業研究会の第1回の公開授業が、小学校5校を会場に実施されました。

10月24日木曜日に、国立第一中学校におきまして、いじめ防止プログラムがスタートしました。スタート当日は、全体の講演会が行われたところでございますが、これ以後、4回のワークショップ、さらには、スクールバディ活動に向けた3回の講習を、12月6日まで行っていくスケジュールとなっております。

10月25日金曜日には、五小におきまして、東京都教育委員会の言語能力向上の推進校研究発表会が、開催されました。

10月26日土曜日に、この日より11月4日まで、東京都の文化財ウィーク2013が開始しております。同日、第二小学校で道徳授業地区公開講座が実施されました。

11月1日金曜日に、三小の創立60周年の記念式典が、挙行されました。

11月2日土曜日には、東京都スポーツ推進委員第8ブロックの研修会が、国立市で開催されております。

11月3日日曜日に、公民館におきまして、国立市民文化祭のオープニング式が開催されました。

翌4日の月曜日には、国立市市民表彰式典が、これは、本来ですと、大学通りの市民まつり会場で行われる予定でしたが、雨模様ということで、公民館におきまして式典が挙行されました。教育委員長にも臨席を賜りましたが、当日は、教育文化功労として、天神囃連合会、それから、くにたちの暮らしを記録する会の2団体と、スポーツに振興のあったスポーツ功労者の4人が、表彰されたところでございます。

11月5日火曜日には、給食センターの献立作成委員会が開催されております。

同日、中学生の「東京駅伝」国立市選手選考会が実施されました。本来、10月26日に実施する予定でしたが、当日の台風により順延となったものでございまして、第一中学校におきまして、無事、選手選考会が行われたところでございます。

11月6日水曜日に、市立小・中学校合同授業研究会の第2回目が、小学校5校、中学校2校で、公開授業として実施されました。

同日は、一中の2年生の職場体験学習も始まり、8日までの職場体験を行っております。

同日、東久留米市を会場に、東京都市教育長会庶務課長会を開催いたしました。

11月7日木曜日、校長会を開催いたしました。

同日は、全国都市教育長協議会第4回理事会が開催されておまして、教育長が出席いたしました。

また、同日より8日まで、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取り組み状況の視察ということで、長野県岡谷市と新潟県上越市を行政視察しております。視察には、三浦指導担当課長並びに荒西指導主事ほか教員1名が、参加しました。

11月9日土曜日、一中と三中で、道徳授業地区公開講座が開催されております。

11月1日月曜日に、第二中学校におきまして、東京都教育委員会安全教育推進校の公開授業が開催されました。

同日、国立市と東京女子体育大学との包括連携協定が調印されております。

11月12日火曜日には、副校長会並びに公民館運営審議会を開催いたしました。

11月13日水曜日に、五小を市教委訪問いたしております。

同日、都市教育長会を開催いたしました。

11月15日金曜日、平成26年度学校配当予算編成説明会を行ったところでございます。

同日、給食センターの物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

また、同日には、国立市と一ツ橋大学との社会連携に関する協定調印を行ったところでございます。

11月19日火曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。

11月21日木曜日には、中学校特別支援学級の宿泊学習が、22日まで、高尾の森で行われております。

同日、図書館協議会とスポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

その他でございますが、先月策定されました文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」について、少しご報告申し上げておきます。

この文部科学省の方針は、いじめ防止対策推進法に規定されていますいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための国の定める基本方針でございます。今後、この方針をもとに、地方におけるいじめ方針等の策定を進めていかななくてはならないということになっております。

既に、東京都は、基本方針を策定中でございますが、基本方針の策定を待って、各市においても、各市の方針を定めていくことになろうかと思っております。

なお、学校につきましては、この国の方針を指針として、学校のいじめ対策の基本方針の作成や、

いじめ対策のための校内組織の設置、あるいは、重大事態発生時の調査報告等の対処に向けての準備を行う取り組みを、既に進めているところでございます。

行政側の教育委員会といたしましては、今後、法で定める地方のいじめ防止基本方針を策定していかなければなりませんし、その中には、いじめ問題対策連絡協議会を設置するなど、必要な関係組織も設置を行っていかねばならないというところでございますが、これに伴いましては、おそらく、今後、条例等の作成も必要になってくると思います。先般、教育長会でも、各市の取り組み状況を伺いましたが、いずれの市も、東京都の条例内容を見てからということ、今、東京都の条例ができるのを待って動くというような状況となっているというところでございますので、国立市におきましても、足並みをそろえて、東京都の条例が出次第、国立市としての基本的ないじめの方針を策定していく予定となっているところでございます。

教育長報告は、以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告をいただきました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。山口委員。

○【山口委員】 10月から11月にかけては、秋のさまざまなプログラムや、それから合同授業研究会など、そのほか市民まつりも催されたと思うのですけれども、とても興味があるのが、11月7日に、インクルーシブ教育システムのモデル事業に関しての視察をされたということで、まだ、視察されたという状況だと思うのですけれども、何かご感想など、気づいたことなどがあれば、お聞かせいただければと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取り組み状況の視察について、三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 それでは、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の管外取り組み状況視察についてのご報告を、させていただきます。

文部科学省の地域指定を受けて推進している本事業ですが、本市と同様に、スクールクラスターの地域指定を受けている他府県市町村教育委員会等を訪問し、事業に関する情報交流や特別支援教育の推進についての意見交換を目的として、実施いたしました。

今回は、11月7日に、長野県の岡谷市教育委員会、翌8日には、新潟県上越市教育委員会の取り組みについて、視察をしてまいりました。

長野県の岡谷市教育委員会では、教育委員会と市長部局が連携して、保護者からの相談や学校、保育園等への支援、助言をする岡谷市子ども総合センターの取り組みの説明をいただきました。

上越市教育委員会では、通級指導学級の担任が、通級する児童・生徒が在籍する学校での支援や学級での持ち込み授業、合理的配慮の基本となる授業のユニバーサルデザイン化についての取り組みの説明をいただきました。

また、来月の12日と13日には、兵庫県の伊丹市と芦屋市を訪問して、取り組みについての情報交換と意見交換をいたします。

10月7日には、青森県弘前市の視察の受け入れをいたしました。

今後とも、モデル事業の推進を図るために必要となる他地域との情報交換や意見交換を推進してまいります。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかの自治体の新しい枠組みや取り組みなど、とても有意義な視察だったと思います。12月にも視察を行い、受け入れもされたということで、さまざまな地域とのつながりに、期待しています。

ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 感想です。今月も、学校の授業、研究発表会等、たくさん見せていただきました。中でも、小・中合同研なのですけれども、小・中の枠組み、学校の枠組みを超えて、皆さんで、授業をつくって発表するという形態が定着してきていて、充実してきているのだということを見せていただきました。

それから、余談になってしまうかもしれないのですが、授業者の先生が、終わった後にお疲れさま会をするので、見にこられた先生方にも、「どうぞ」と声かけをされてた場面があったのですが、堅苦しい場を超えて、そのような場で、いろいろなことがお話されたりするのだらうと、とても温かい雰囲気を感じて、小さい市だからこそできることなのだと、微笑ましく思っていました。

見せていただいた授業の中で、予測しなかったことが授業中に起きたり、いろいろなことがあるのですが、うまく行かなかったところを見せていただいたことで、参加している方が、逆に学べたような場面もたくさんありまして、きれいなものを出すための合同研にならずに、皆さんが学べる場になっているというところを見せていただいたことは、とてもよかったです。

それから、五小の研究発表など、さまざまな研究発表があったのですが、先生方の持っている資質や知識などを、全開で出していただける場を見せていただけると、本当に、エネルギーのこもった授業といいますか、子どもたちもとても生き生きとしていて、聞いている私たちも、よく理解できる授業を見せていただきました。

やはり、限りなくやっついこうということを考えて取り組まれていくと、限界がなく、いろいろなことが展開されていくのだというところを見せていただきました。

先生方が持っているものを出し惜しみせずに、授業に向かっただけだと、子どもたちも、おそらくそれを受け取って、伸びていくのだという場面を、たくさん見せていただきました。

それから、一中の道徳公開講座に行かせていただいたのですが、今回は、がん教育というキーワードを持って、命はというところで結びつけてというつくりの授業をされていました。

確か、2回目でしたか、つくるためにいろいろと下準備をなされたというお話も伺ったのですが、何を主眼として学んでいくのかということや、外の方といろいろと調整をするということは、とても大変だと思うのですが、さまざまな機会に恵まれて、子どもたちが、いろいろなことを自分で考えていく機会になるということは、とてもいい機会になるだろうと思いました。どのように、子どもたちが受け取るのかということもわかりませんが、それぞれの子どもが、受け取った中で、いろいろなことを学べるということに関しては、とてもよかったですと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

教育長報告でお話いただきましたが、今回、国立市が東京女子体育大学、一橋大学と、さまざまな

面で連携を図るということで協定が結ばれました。国立市の教育の裾野が広がる、さらに深まることを期待したいと思います。とてもうれしいことだと思います。

合同研のお話など、さまざま感想をいただきましたので、私からは一つお伝えをして、二つ質問をしたいと思います。

今回、多くの学校行事がありました。その中で、若い先生方と、たまたまお話をしたときに、合同研が学ぶ場になっていて、先輩の先生方から助言をいただくいい機会となっていることが、とてもありがたいというお声がありましたので、お伝えしたいと思います。

質問の一つは、合同研の指導案についてです。ほかの部会の先生方も、できれば当日の授業のねらいや流れを理解して、ご自分なりの視点や課題を持って参観をされるといいと思いますが、指導案の配布についての現状はいかがでしょうかということです。

もう一点は、国立市では、合同研、教育リーダー研など、小さい市という地の利を生かして、全11校、小・中学校が学校の枠を超えて交流ができていると考えています。渡辺教育指導支援課長からも、先生方の学ぶ機会の保障に努めているというお話を伺っています。

そこで、特に若い先生方は、ほかの市を知らないという現状がありますが、他市や他地域を知る機会も必要ではないかと思うのですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうかということを知りたいと思います。

市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 合同研の指導案については、かなりの時間をかけて、各部会が、15部会ほどありますけれども、練って、当日の授業に臨むのですが、やはり、ほかの職務もお持ちで、なかなか余裕を持って指導案をつくり上げるというところまでには至っていません。つまり、ぎりぎりまでかかって、何とかやっているという現状があります。

ただし、佐藤委員長もおっしゃったように、事前に、ある程度の概要だけでも読み込んだ上で、授業を参観したほうが、より協議等も深まると思いますので、今後、そのあたりについて、市教委でも日程調整できる部分について、検討をしていきたいと考えています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

直前まで指導案を練られ、一生懸命取り組んでいただいていることは、よく伺っています。意見として扱っていただければと思います。

それでは、渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 教員の人材育成については、初任者から3年目までは、まずは、自校を中心に、自治区を中心に若手職員研修ということでプログラムをつくっていきまして、その中で、自校だけではなく、市内の他校との交流を図りながら研修する体制をつくっていきまして、

また、それ以降は、4年時から10年目ぐらいの先生方を対象に、東京教師道場という制度に積極的に市内からやる気のある教員は参加しています。これも、一定の枠がありますので、その枠の中で推薦を受けて、指名されて参加していくという形になっております。

現在、10名近い若手4年次以降の教員が出ていますが、ここに出ていきますと、毎月、他地域の同じような立場のやる気のある教員の学校を回りながら研究授業を進めていますので、大変視野を広げる機会になっていると思います。

この10年目以降を過ぎますと、研究員、開発員、あるいは教職大学院というように、さらに専門性

を高める制度も用意されていまして、これについても、国立市からは、割合的にはかなり高い参加の状況があります。

こういったことが、自校に成果を持ち帰って広めていくという、このようなスタイルができつつあるという実感を持っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

幾つか感想もお話したいと思います。11月7日に六小の、「地球と環境に感謝する会」に参加をさせていただきました。ことし、地域の方の協力を得て、校内につくった田んぼで収穫した新米をいただきながら、稲の生育を振り返ったり、地域の方に子どもたちから、感謝の手紙を贈ったり、それから、地球と環境にかかわる取り組みを推進している団体から、表彰を受けたりという中身の濃い45分でした。

司会進行など、全て児童が責任を持って行っていました。地域や保護者の方の協力をいただきながら、総合的な学習の時間を、学習成果の発表の場として成立させたことに、私は、先生方の日ごろの指導、それから、指導力を感じました。

学芸会や音楽会なども、特に、児童鑑賞日は、進行役、それから、照明などを児童が責任を持って、緊張しながらも立派にその務めを果たしています。中学生になると、自分たちで考えて行動したり、特に、集団として責任を持って行動する場がふえてきますので、ぜひ、小学校でも、こうした機会をつくってあげてほしいと思います。

それから、中学生の東京駅伝の選考会は、選手枠の関係で、全員が大会に出場できないという状況の中で、それでも多くの生徒が参加をして、挑戦をしてくれました。会場が一中だったこともあって、同級生、それから、先輩、後輩からたくさんの声援が飛んでいたことも、とてもうれしかったです。

これからも、いろいろなことに子どもたちが、チャレンジする機会を提供できたらと思います。

また、学校に行く機会が多い中で、建築営繕課がとてもよくやったださっているというお声を聞きました。この春の組織改正に伴って、これまでのワンストップ体制が維持できるのかということでもいささか心配もありましたけれども、しっかり協定も結んでいただき、また、教育総務課とも連携をとって、とてもよくやったださっているということで、このことも大変うれしく思いました。協定の存在、それから、何より職員の努力のたまものだと思います。

また、学校に伺うたびに、最近、先生方が、子ども同士のかかわりをとても大切にしていだいてるという印象を受けます。それは、お互いのよいところを見つけて伝えたり、自分を表現することを通してのかかわりです。係活動を通して、「お願いカード」と「お返事カード」だったと思うのですけれども、また、「ありがとうカード」という取り組みがあったり、学校によっては、「今月の私の一字」というものもあって、自分の目標を漢字一字であらわしていました。友達からコメントも書けるようなコーナーもありました。お互いを認めたり、自分を表現してよく知ってもらうための取り組みが多く見られて、学習面に限らず、こうした取り組みも地道に進めてくださっていて、非常にありがたいと思いました。

それから、二中の安全教育推進校の公開授業に関してですけれども、今月も警視庁からの発表の中で、交流サイトの利用をきっかけとした性犯罪等の被害件数が発表されました。警察で把握できたうち、55%の子どもがサイトの利用について、親から何の注意も受けたことがなかったという数字も出ていました。

当日は、専門家のお話も聞いて、具体的なデータは説得力があると思いましたが、単に危機感をあおめるのではなくて、事実を積み上げて、それぞれの立場で問題意識を持つことが大切ではないかと思いました。

改めて、情報教育は、学校だけでなく、家庭だけでなく、また、専門家だけでなく、多面的なアプローチが、必要なのではないかと思います。

また、展覧会、音楽会、学芸会ですが、授業時数も限られた中で、準備や練習も非常に厳しい状況だったと思いますけれども、どの学校もすばらしかったです。どの学校も終わった後に、地域の方が、「子どもたちすごいでしょ。すごい学校でしょ」と自慢をされ、子どもの成長を、我がことのように喜んでいただいていることが、とてもうれしかったです。私も見事な表現力や創造力だと思いましたが、日ごろの指導があつてこそだと思いました。小学校1年生も、とてもすばらしい演技力、表現力でした。

私は、そこで考えたのですけれども、今、小一プログラムが非常に問題と言われ、環境の変化も大きいため、丁寧に対応するということが重視されています。丁寧な対応や配慮とともに、私は、やはり、1年生が、これまで幼稚園や保育園で年長さんとして、お手本として過ごしてきた自負もあるので、そのあたりも尊重して、大事にしてあげながら指導をしていただけたらと思いました。

それから、いじめについては、教育長から、国立市として、教育委員会として、さまざま取り組むことをお話していただきました。今回市報にも載りましたが、いじめがあるという前提で、常にスタンバイすることが必要だと思います。アンケート等もこれからも行っていくと思いますけれども、数字としていじめがあるというのではなくて、いじめで苦しんでいる子どもたちがいるという意識を、ぜひ忘れず、施策を実行していかなくてはいけないのではないかと思います。

また、いじめ防止プログラムも、全体会とワークショップを見せていただきました。こうした取り組みは、全体への働きかけが大切ですし、いつでも、どこでも、誰にでも繰り返しできる取り組みが必要であると思います。

今回は、スクールバディという取り組みを進めるようではありますが、子ども同士が相談し合うピアサポーター等、全国的にもいろいろ取り組みがありますので、そのあたりも研究をしながら、子どもたち自身が、心を動かして行動につながるような取り組みを進めていただけたらと思います。

それから、今回の市報に、国体のお礼が載っていました。終わった後も大事だと思いますので、このお礼の記事が載って、私はとてもうれしく思いました。

二つお伺いしたいのですが、一つは食物アレルギーに関してです。調布市で、入学前の子どもたちに、食物アレルギーの調査をするという記事が出ていました。国立市では、以前いただいた資料の中に、新入生保護者会にて、アレルギーのあるお子さんにご連絡くださいとの内容で、学校を通してプリントを配布するとあります。十分に対応していただいていると思いますが、特に入学前は、さまざまな不安をご家庭でも抱いていると思いますので、そうした相談窓口、あるいは、具体的な相談件数や内容について、現状をお伺いしたいと思います。

もう一点は、指導主事の先生方にご感想をいただきたいと思います。今回、合同研もありましたし、このところ、お忙しい事務をやりくりして、とてもよく学校現場に出向いてくださっているというお話を伺っています。お三人それぞれお話いただければと思います。

では、食物アレルギーの対応については、どちらにお伺いしたらいいでしょうか。

渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 資料のフロー図にありますように、今、お話がありました学校の入学前の説明会が、1月の下旬から2月頃にかけてございますので、そこで、まず給食等についても説明を簡単にさせていただく中で、養護教諭から、アレルギー関係や既往症の問題についても、お話をさせていただく場面があります。この場で必ず上げてくださいということで、周知をします。

また、給食については、入学してから約1カ月程度、スタート期間がありますので、再度入学からの保護者とのいろいろなやり取りの中で、漏れがないかというようなことについては、アンテナを高くして、チェックをして、給食に臨むというような体制をとっているところです。

よろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 はい。入学前に不安を一つでも解消して、元気に入学式を迎えていただきたいと思いますので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

では、指導主事の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、市川指導主事お願いします。

○【市川指導主事】 私は、個人的に、できるだけ学校に行って、授業を見るようにしています。ただし、それを行うためには、ほかにさまざまな仕事がございます。とても時間を要するのが、都から発出される通知、それから調査物がかなり多いのです。それらの仕事と、てんびんにはかりながらしていますが、今、国立市教育委員会では、渡辺教育指導支援課長のご配慮のもと、事務の方ができる仕事については、全て事務の方にやっていただいています。そうして、時間を生み出して、学校にできるだけ行っているところです。

具体的には、学校に行って、授業を見て、授業力を上げなければならないというところがありますので、これが本分かと思っています。

それから、先生方と直接お話ができます。そのことも大切にしながら、今、教員がどのようなことを考えて、どのようなことで困っているのかということ、把握するように努めています。

3つ目は、学校を歩いていると、課題が、ぽっと見えるときがありますので、それを踏まえた情報発信をするように心がけています。

最後は、マイナス面だけを指摘するのではなくて、学校に行くと、いいところがたくさん見えるものですから、それを情報としてまとめて、校長会や、教務主任会等でお話をして、市全体に広がるように努めているところでございます。

私からは、以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、荒西指導主事お願いします。

○【荒西指導主事】 私は、特に、教員の研修、若手教員の研修等に携わらせていただいているということがありますので、そちらのほうからお話をいたします。

今の若い教員の中で、今年度、残念ながらお休みに入っているような若手教員もおりますけれども、総じて、非常に意欲が高くて、今、初任者研修などをやりますと、研究授業の前など、普通、顔を合わせたら雑談などの話をするような雰囲気になりがちなのですが、ことしの初任者等は、研究授業までの時間は、ひたすら指導案等を読み込むという時間になっています。

そして、授業が終わって、教員研究協議会が始まるその時間帯も、どういうことを発言しようか、どういうところを話題にしようかという、自分の意見の整理ということに時間を費やしておりました。先日、国立第四小学校で、中田主任教諭に道徳の模範授業を見せてもらったときは、授業に対して、

教員一人一人が非常に感動しまして、研究授業、研究協議が終わった後も、講師の先生の周りに集まって、「ここはどうなのだろう」、「こういうところで悩んでいるのは、どうすればいいのですか」というような質問を自主的にするといった、積極性があるのが、今の初任者でございます。

2年次、3年次時研修につきましても、今回は自主的に授業づくりを自分たちで進めていくことに取り組んでおりまして、自分たちで日程を設定して、事前に集まって授業づくりをするといったことにも取り組んでおりますので、とても意欲のある若い教員が育っていくと思います。

この意欲をしっかりとした形で、力にするためには、やはり研修の内容等も精選して、いいものが提供できればいいと考えています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 教員への指導については、市川指導主事、荒西指導主事が、事細かに行ってくれていますので、私が学校にお伺いする際には、大きく二つの点を気をつけています。

一つは、当前の話なのですが、教育の成果は子どもの姿ですので、できるだけ授業中であつたり、休み時間である子どもの姿を意識して見えています。また、すれ違ったりするときには、積極的に、こちらからも挨拶や声をかけて、子どもの反応がどうなのだろうかということを、少し意識しています。

もう一つは、立場もありますので、管理職や主幹等が、どのように育成にかかわっているかという視点で、例えば、研究授業を行うときに、一緒に参観している管理職や主幹等が、どういう目線で授業を見ているかなどということに気にして、授業を見るようにしています。

以上です。

○【佐藤委員長】 それぞれに大切なお仕事を進めていただいて、本当にありがとうございます。

教育指導支援課は、多くの事務を処理しながら学校にかかわっていただいています。事務局職員の堅実な仕事にも支えていただいて、これからも、ぜひ、指導主事が専門的な立場で、本来のお仕事に集中できるように、今の体制を堅持していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

では、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) 議案第52号 くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について

議案第53号 くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について

議案第54号 くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について

議案第55号 国立市古民家の指定管理者の指定について

○【佐藤委員長】 それでは、次に移ります。

議案第52号、くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について、議案第53号、くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について、議案第54号、くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について、議案第55号、国立市古民家の指定管理者の指定についての4議案を一括して議題といたします。

それでは、津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課】 それでは、議案第52号、くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について、議案第53号、くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について、議案第54号、くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について、議案第55号、国立市古民家の指定管理者の指定についての4

議案につきまして、一括してご説明いたします。

これらの議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、国立市が設置し、教育委員会所管の公の施設であります、くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館、くにたち郷土文化館、国立市古民家の管理を行わせるものを指定するため、それぞれの施設につきまして、指定管理者の候補者及び指定期間について、ご審議いただくものでございます。

現在は、これら4施設の指定管理者として、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団を指定し、指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年としており、今年度末で、指定期間が満了となります。

今回も、各議案に記載していますとおり、これら4施設の指定管理者の指定は、従来どおり、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団とし、指定の期間も、同様に、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年とするものでございます。

それでは、この結論に至りました経緯につきまして、A4横の資料、「教育委員会所管の公の指定の指定管理者の概要、導入方法、指定期間について」をもとに、ご説明いたします。

2ページをごらんください。指定管理者の導入方法の決定理由についてです。

まず、くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館についてです。

国立市の文化芸術、スポーツの振興策は、くにたち文化・スポーツ振興財団と一体的に推進してきたこと。施設の特徴として、施設の規模等に制約があり、大きなイベントによる収益事業には適していません、市民中心の事業展開が望ましい施設であること。また、機械室等、ハード面での共用が多いことから、効率化の観点からも同一管理者が管理運営に当たることが望ましいため、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団に特定いたしました。

次に、くにたち郷土文化館、国立市古民家についてです。

くにたち郷土文化館は、設立趣旨にありますように、郷土の歴史・民俗及び自然等に関する資料の収集・保管及び展示を通じて、地域文化の継承と創造に寄与し、まちづくりに貢献する自立した市民をはぐくむ役割が求められております。このことは、採算性優先の民間団体による運営にはなじみにくいこと、また、従来から市民との協働により、市民の研究サークルを育成するなど、市民参加型の活動を実施しており、その活動を発展させる意味でも、同財団を特定することが妥当と判断いたしました。

また、古民家につきましては、くにたち郷土文化館の附属施設として位置づけた事業を実施していることから、くにたち郷土文化館と同一の指定管理者が管理運営することが妥当なため、同財団に特定いたしました。

4ページをごらんください。指定管理者の指定期間の決定理由についてです。

恐縮でございますが、2カ所修正がありまして、修正をお願いしたいところがございます。

6行目の（理由）の次の行になりますけれども、文書中の後半の、「その効果を計るには」の次の「る」を削除いただきたいということと、同様に、（2）くにたち市民総合体育館の（理由）のところなのですけれども、「その効果を計るには」の「る」の削除をお願いします。申しわけございません。

それでは、改めて、指定管理者の指定期間の決定理由について、ご説明いたします。

4施設ともに、地域文化の振興や市民の創造的活動の支援等は、熟成するまで、一定期間が必要であり、その効果をはかるために、指定期間を5年間としております。

しかしながら、5年間という期間内をよりよい内容で、施設の管理運営を図るために、2年目あるいは3年目で、外部機関による検査を実施する旨、国立市指定管理者選定委員会から指摘を受けております。

今回、市長部局で指定する他の公の施設も同様に指摘され、今後、全庁的に対応していく事項となっております。

5ページ目をごらんください。国立市指定管理者選定委員会での付帯事項についてです。

こちらは、この委員会での意見等が付帯事項となっております。記載されていますとおり、5点あります。

どの内容も、利用者の利便性向上につながることで、また、施設運営の向上に資する内容と思われ、この内容を実施できるよう、財団と調整、あるいは、市長部局への予算要求などをしていきたいと、考えています。

簡単ではございますが、以上が、4館の指定管理者の指定についての議案でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。国立市指定管理者選定委員会、あるいは、検討部会での報告も詳しくいただきました。

ご質問、ご意見などありますか。

4施設の指定管理者の指定については、結構だと思います。

津田生涯学習課長から、最後に、付帯事項についてもお話いただきました。こちらの5点については、どれも大切なことですので、課長がおっしゃったとおり、着実に進めていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。

採決は別個採決といたします。

最初に、議案第52号、くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第52号、くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定については、可決といたします。

続いて、議案第53号、くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第53号、くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定については、可決といたします。

続いて、議案第54号、くにたち郷土文化館の指定管理者の指定についてですが、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第54号、くにたち郷土文化館の指定管理者の指定については、可決といたします。

最後に、議案第55号、国立市古民家の指定管理者の指定についてですが、皆様、ご異議がないよう

ですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第55号、国立市古民家の指定管理者の指定については、可決といたします。



○議題(3) 議案第56号 くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第56号、くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課】 それでは、議案第56号、くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

こちらは、本日お手元に、正誤表を配付しております。申しわけございませんが、そちらの訂正をお願いしたいと思います。

5点ございまして、1点目は、議案鑑説明中の2行目から3行目の、「11回分の利用料金を前納した場合に」を、「前納する場合に」ということに、ご訂正をいただきたいということです。

2点目は、規則案2ページ目の表中です。3段目の、「第4条第3号及び」を、「第4条第4号及び」ということに、数字を変えていただきたいということです。

3点目は、同2ページ目のこちらの表外の1行目、右端の部分になるのですが、「に改め」の「改め」を削除していただき、「に」していただく点です。

4点目は、A4横になっております規則の新旧対照表の1ページ目になるのですが、こちらの左側の欄、改正後の欄の一番下の行になります。「申請及び承認をにもって申請及び承認を代える」ということを、「申請及び承認に代える」ということに、文字が重複しておりますので、削除をお願いいたします。

最後になります。同じく新旧対照表の4ページ目になります。同様に、左側の改正後の欄ですけれども、表中5段目になります。「第4条第3号及び」を、「第4条第4号」ということで、数値を変えていただきます。

申しわけございませんが、訂正願います。

○【是松教育長】 こちらは、グリーン・パスの欄のところでございます。少し段の見にくいところですが、グリーン・パス使用券の、「第4条」の「第3号」を、「第4号」ということです。

○【津田生涯学習課】 グリーン・パス使用券の欄です。申しわけございませんでした。

それでは、説明に入ります。

9月の教育委員会定例会におきまして、平成25年12月1日から、グリーン・パスにより、くにたち市民総合体育館を個人使用する場合の使用料を、現在の免除から減額に改定するための議案を提案し、可決いただいたところでございます。

現在、この改定に伴い、グリーン・パスカードの切りかえ手続を行っております。既に、550名を超える方が、更新いただいているという状況がございます。

特段、大きな混乱はございませんが、8月の改定に伴う市民説明会、9月の市議会、あるいは、利用者からのご要望が強い回数券の設定に関して、財団も含めて、教育委員会事務局で、この間協議を行ってまいりました。

利用時に、その都度150円を支払う手間だけは、どうかしてもらいたいというご意見、また、料金が発生することに伴い、グリーン・パス対象者の利用者が減少することへの対策の一助として、11回分の利用料金の前納する場合に、1回分の額を割り引く11回利用券を設定することを有効と考え、実施していきたいため、今回提案するものでございます。

資料A4横の、「くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

2ページの中段、(利用料金の割引)第7条の2をごらんください。

今回、回数券に相当しますグリーン・パス11回利用券を設定するため、新たに規定した条文となっております。

1項では、グリーン・パス対象者が、12月より、通常、1回利用時に、150円お支払いいただくのですが、11回分の額を前納する場合には、その1回分の額を割り引く、つまり1,500円で11回分利用できる旨を規定しております。

2項では、この制度を利用する場合は、グリーン・パス11回利用券を購入いただくこと、3項では、購入に当たって納入された利用料金については、領収書を発行しないこと、4項では、原則還付しない旨を規定しております。

そのほか、第4条、第6条、第15条につきましては、提案しておりますグリーン・パス11回利用券、使用の当日にご購入いただくグリーン・パス使用券、あるいは、既存の回数券の使用の申請等、規定の整理をするため、改正をした次第です。

最後に、施行日は、平成25年12月1日としております。

簡単ですが、以上が、議案第56号、くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案についての議案でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見などございますか。

○【嵐山委員】 わかりました。

○【佐藤委員長】 グリーン・パス制度の改正に関する議案は、9月の定例会に続いてということになります。規定の整理と回数券について、改正を加えたというお話をいただきました。

今回、利用料が実質値上がりということになりましたが、利用者を受けとめて、関係部署と連携を図りながら、比較的早い段階で、回数券を実現できたことは、とてもよかったと思います。

550名を超える方が更新されたということで、約1カ月の間だと思っております。

○【津田生涯学習課】 そうです。10月15日からです。

○【佐藤委員長】 そうですね。大きな混乱はないということで、安心をしました。領収書の発行についてや、回数券であったりと、問い合わせもあると思いますので、対応をよろしく願いしたいと思います。

ほかに、ご質問等は、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第56号、くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案につ

いては、可決といたします。



○議題（４） 行政報告第14号 平成25年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について

○【佐藤委員長】 次に、行政報告第14号、平成25年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出についてに移ります。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 行政報告第14号、平成25年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について、ご説明いたします。

本案は、12月に開催されます市議会第4回定例会に補正予算案を追加提出いたしましたので、本定例会に報告するものです。

1枚おめくりいただき、横版の表をごらんください。

まず、上段、款10教育費の歳出の表をごらんください。項7社会体育費、目1社会体育総務費、事務事業、社会体育嘱託員報酬、節1報酬、細節4社会体育嘱託員報酬について、トレーニング教室等の社会体育事業の実施に係る超過勤務23時間分として、4万9,000円を増額するものです。

同じく、項7社会体育費の目2社会体育事業費、国民体育大会事務嘱託員報酬について、国体及びテモスポの実施のため、特に8月以降業務が多忙となり、2人分の超過勤務、合計181時間分として、33万2,000円を増額するものです。

以上、歳出につきましては、合計で、38万1,000円を増額するものです。

次に、下段、債務負担行為の表をごらんください。

先ほどの議案第52号から55号までの指定管理者の指定に伴い、指定の期間である、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間のそれぞれの施設の指定管理料の上限額を、債務負担行為として計上するものでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

○【嵐山委員】 わかりました。

○【佐藤委員長】 それでは、皆様、ご異議がないようですので、承認でよろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 行政報告第14号、平成25年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出については、承認といたします。



○議題（５） その他報告事項1） 立川市との図書館相互利用の実施について

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項1、立川市との図書館相互利用の実施についてに移ります。
森永図書館長、お願いします。

○【森永図書館長】 それでは、その他報告事項1、立川市との図書館相互利用の実施について、ご報告申し上げます。

教育委員会資料をごらんください。

1としまして、趣旨についてです。図書館サービスの充実を図り、市民の自主的な学習活動の場を広げるとともに、資料の収集及び保存について、相互に協力を進め、もって市民の教養の向上及び文化の発展に寄与することを目的とし、国立市では、隣接の立川市との連携緊密化を図り、市立図書館

の相互利用を実施するものです。

2、内容です。(1) 実施の方法、両市間で図書館の相互利用に関する協定を締結することにより実施します。

(2) 対象の施設と利用できる者です。立川市立図書館施設並びに国立市立図書館施設、国立市においては、公民館図書室を含みます。

立川市民並びに国立市民、こちらは、いずれも在勤者、在学者は含みません。

(3) 協定の基本的な考え方です。提供するサービスは市民の利用が損なわれないよう配慮するとともに、双方協議の上決定します。

(4) 主なサービスの市民サービスとの比較です。山括弧内が市民サービスに当たります。サービスの内容で、資料の貸し出しについて、立川市では図書5冊、市民利用は10冊です。視聴覚資料CDは1点、市民利用は3点となっております。国立市では、図書が5冊、市民利用が10冊です。視聴覚資料CDは1点、市民利用は2点です。国立市の場合は、カセットテープを2点とします。

貸し出し期間、立川市では2週間、延長は1回まで、視聴覚資料は除きます。国立市では、3週間、延長は1回まで、こちらは市民と同じです。

資料の予約ですが、不可、できないとします。立川市ですが、市民の場合は10冊、視聴覚資料CDは3点までとなっております。国立市でも、資料の予約は不可、市民利用の場合は10冊、視聴覚資料CD・テープについては、各2点となっております。

3、今後の予定です。平成25年12月25日に協定書の調印を行います。両市の教育長による調印となります。その後、平成26年2月5日、両市図書館の相互利用実施ということで予定しております。

報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見などございますか。

嵐山委員、お願いします。

○【嵐山委員】 ほとんど条件が一緒ですけど、貸し出し期間が、立川市は2週間で、国立市は3週間というところだけが違うのですが、どうしてですか。

○【森永図書館長】 貸し出し冊数につきましては、市民利用のおおむね2分の1ということで冊数を出しております。貸し出し期間につきましては、それぞれの図書館の規則によるということで、こちらについては、立川市が延ばす、国立市が短くするというところまではしておりませんので、それぞれの規則のままということになっております。

○【嵐山委員】 わかりました。実際には、なかなか返さない人もいるでしょう。ですので、2週間とするか、3週間とするのかのどちらが有効かという判断ですか。

○【森永図書館長】 そうです。ただし、もともとの市の規則のまままでいこうということです。

○【嵐山委員】 貸し出し期間だけの違いですね。

○【森永図書館長】 そうです。

○【佐藤委員長】 貸し出し期間について、質問が出ましたけれども、確認ですが、現状、府中市と国分市とそれぞれに図書館の相互利用を実施していますけれども、そちらとのサービスの兼ね合いとございますか、違いについて、整理していただけますか。

○【森永図書館長】 国分市においては、もともとの市民利用の冊数が12冊ということで、国分市については、図書が6冊となっております。返却期間については、2週間ということで、延長1回です。府中市については、市民利用が10冊で、図書が5冊、ただし、CDは、市民が6点までですので、協

定利用が3点と多くなっております。貸し出し期間については2週間ですが、延長が2回までできるということで、結果的には同じです。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

図書やCDの貸し出し数など、期間や延長回数が微妙に違うところは、やむをえないと思いますので、混乱のないように、市民の方には、整理をしてお伝えいただければと思います。

ほかに、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

9月議会でも、この件について取り上げられたようですけれども、今回の相互利用の実施は本当にすばらしいと思います。ずい分前から、市民からの要望が強かったにもかかわらず、行政的な規模の違いや蔵書数の違いから、非常に高い、厚い壁と伺っていました。そうした中で、図書館協議会の方々が、集まるたびに知恵を絞って、さまざまなアイデアを出していただいて、何とか立川市の図書館を使えないかということでお話をしていた姿を、今もよく覚えています。今回、立川市の抱える状況であるなど、課題もあって、教育長レベルでお話を進めていただいたと伺いました。

是松教育長、それから、森永図書館長には、具体的に行動していただいて本当に感謝をしています。

市民が声を上げ続けていたことが、一つ形になったということが、本当にうれしいと思います。

ほかにご意見がないようですので、よろしいでしょうか。

嵐山委員、お願いします。

○【嵐山委員】 国立市の貸し出し期間のところですが、返さない人がいるのですか。回収率は、おおよそ何%ぐらいですか。

○【佐藤委員長】 森永図書館長。

○【森永図書館長】 図書の返却につきましては、3週間までということですが、こちらを過ぎた図書については、延滞ということになりまして、国立市におきましては、1カ月、3カ月、半年ということで督促をかけております。1カ月の段階で、対象者としては、300名ほどいるのですけれども、それが3カ月目になると半分以下に減るということで、督促を続けていくということに取り組んでおります。

○【嵐山委員】 大変ですね。頑張ってください。

○【佐藤委員長】 私も府中市の図書館で本を借りていますので、あさってまでに返したいと思いません。

では、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(6) その他報告事項2) 平成25年度体罰の実態把握についての調査

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項2に移ります。

平成25年度体罰の実態把握についての調査に移ります。

渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 机上に、別で配付させていただいた資料がございます。平成25年度、都内公立学校における体罰等々の実態把握についての調査という資料でございます。

今年度も、昨年度に引き続き、小・中学校を対象に本市でも、この東京都の体罰調査を実施いたします。目的は、体罰根絶に向けた総合的な対策の一環として、都内公立学校における体罰等の実態を的確に把握するということであります。期間ですが、平成25年4月から26年3月までの間に発生した

体罰及び不適切な指導等です。対象は、本市においては、児童・生徒及び教職員ということになります。方法としては、児童・生徒に対しては、質問紙調査、教職員に対しては、校長による聞き取り調査ということで実施いたします。その下段にありますような日程で、実施をまいります。小・中学生が実際に質問紙に答えるのは12月中ということになりまして、それ以降、そのデータを3学期、事務局のほうで整理をしていくというような流れになっております。

大きな2点目に、平成24年度の調査からの改善点ということがございます。昨年度は、大阪市で発生した私立高校の部活動中の体罰事件に端を発した調査でしたので、さまざまな課題を残しながら、調査をしたという実態がございます。今年度は、その反省を踏まえて、下記のようなものを統一して実施するということが確認されています。

例えば、質問紙調査から報告までの校長の対応を明示し、調査結果を全て適正に報告することを周知するということがありました。都内では、ある地区で、質問紙をとったが、校長のところまでは正しく上がってなかったというような事案があったというふうに聞いています。

また、昨年の事案、かなりの件数に上ったわけですが、その事案を整理して、「体罰関連行為ガイドライン」というものを、都が整理いたしました。このガイドラインの中に具体的な行為が示されていますので、こういった行為に照らし合わせながら、それが体罰であるか、不適切な指導であるか、指導の一環であるかというようなことの見きわめをしっかりとしながら、調査の精度を上げていこうということになります。

また、回答様式についても一元化するという工夫をしていただきましたので、集計やその後の対応に、迅速に取り組める体制が整っていくのではないかと考えています。

12月時点で調査をしますので、その後、1月から3月までの発生が、もしあった場合は、その都度、随時報告をしていくという形をとり、最終的には、年度末で、全体の集計を行い、結果としての公表を、平成26年の4月に行うというような案内を受けているというところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

調査の際に、「体罰関連行為ガイドライン」を活用して、調査の精度を上げていくということですが、このガイドラインの内容に関しては、もちろん肉体的、精神的な苦痛を与える暴力行為を明確に否定するという大前提の上で、先生方や調査を受ける児童・生徒は意識があるのでしょうかということ、少しお伺いしたいのですけれども、難しいでしょうか。

渡辺教育指導支援課長。

○【渡辺教育指導支援課長】 質問紙は、例えば、「あなたは罰として、先生に殴られたり、蹴られたりされたということがありますか」、「ある」、「なし」というように、項目に丸をつけるような形になっています。また、「罰として、先生やそのほかの大人の人に、傷つくような言葉を投げかけられたり」というような具体的な質問紙になっていますので、まず、そこで、「ある」、「なし」を判断、調査いたします。

例えば、「ある」というように丸をつけた子どもについては、担任以外が、追跡調査を行います。実際にどういう場面だったのかということも丁寧に聞き取りをします。その際、教師側が、そういうような行為ではない場合もあるわけです。子ども側で勘違いをしていたというようなこともありますので、そこで、このようなガイドラインで示された事例に照らして、児童・生徒に話をしていく場合もありますし、実際に、「ある」というように答えた内容が、どこに照らし合わせて、どのような行

為になるのかということ、教師側が、あるいは、校長がガイドラインに照らして判断をして、教育委員会に報告してくるという形になりますので、児童・生徒側に、まず、基準があるということではなく、児童・生徒の反応から、実際に具体的な場面を聞き取って、それをガイドラインの事案に照らし合わせて、管理職、教育委員会が判断をしていくという流れになっているところです。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

いずれにしても、丁寧な対応をお願いしたいと思います。ぜひ、家庭にも、どのような目的で、こういった調査をするのかということと、とにかく体罰を払拭していくのだということ、しっかり説明をしていただきたいと思います。

いめじに関するアンケートもですけれども、相談できる人がいるのかどうか、相談できているかどうかのあたりも、ぜひ、話を聞いてあげてほしいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 調査方法で、子どもたちが質問用紙に書くということ、今、伺ったのですけれども、あるけれど、「ない」としか書けない場合ってということもあるかもしれないのです。事実、あるけれど、そこに、「ある」と書いたら、後のことが面倒になるから書けない、その子どもの気持ちといますか、今、佐藤委員長もおっしゃったのですけれども、そこをどこで拾っていくかというところが、ご家庭にも、ご説明をということだったのですけれども、ご家庭から、連絡が、もしいただけたらと、おそらくそういうこともなさっていると思うのですが、拾えるものをたくさんつくっていただければと思います。

○【佐藤委員長】 渡辺教育指導支援課長。

○【渡辺教育指導支援課長】 では、補足をさせていただきますが、調査項目の中には、「友達が、そういう行為を受けている場面を見たことがあるか」というような項目もあります。また、先ほどから話題になっていますように、学校では、こういう目的で体罰調査を行いましたということ、学校長名で発出することになっていまして、家庭でも、そういった気づきがある場合は、学校に相談をしてほしいということ、二重に三重にということ配慮をしているところですが、やはり、一番身近にいる教員が、しっかりと一人一人の児童・生徒の日常を見ていけば、このあたりについては、組織的にもしっかりと把握をしていくということが、必要であると考えていますので、留意して、調査を行っていききたいと思います。

○【城所委員】 お願いします。

○【佐藤委員長】 教員が、しっかり児童・生徒を見ることの大切さも確認していただいて、安心しました。アンケートや調査も有効だと思いますけれども、言葉だけに頼り過ぎるのは危険を伴うと思いますので、ぜひ、目で見るということを常に意識していただいて、並行して行っていただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(7) その他報告事項3) 市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項3に移ります。

市教委名義使用について、津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 では、お手元にあります平成25年度10月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。

今回は、9件ございます。

最初は、多摩友の会国立方面主催の「家事家計講習会」です。わが家の経済をつかみ、将来への道筋と見通しを示し、予算のある生活の大切さがわかる家計簿のつけ方等の講習会を、11月26日10時より、さくらホールにて行います。参加費は、資料代400円となっております。

2番目は、国立音楽大学附属高等学校同窓会主催の「アフタヌーンコンサート」です。地域文化の向上及び市民との交流を深めることを目的に、0（ゼロ）歳児から入場可能で、親しみやすいクラシックの名曲を中心とした無料のコンサートを、10月26日14時半より、国立音楽大学附属中学校・高等学校2号館3階スタジオにて行います。参加費は無料です。

3番目は、わくわくこどもフェスタ実行委員会主催の「わくわくこどもフェスタ」です。主に、子どもの文化・芸術体験の場づくりと、参加団体間の交流・関係づくりを目的に、平成26年2月9日、くにたち市民芸術小ホールのを会場に、親子で楽しめる演劇、人形劇、音楽、伝統芸能など、10プログラムのイベントを行います。また、事前に工作等の3つのワークショップも開催します。参加費は、子ども演劇は200円で、他は無料となっております。

4番目は、国立市ボランティアセンター主催の「第1回くにたちカルタ大会～king of くにたちカルタ～」です。くにたちカルタを通じて、国立のまちへ関心を高めるとともに、異年齢集団の交流を促進し、福祉の増進を図ることを目的に、対戦の部、交流の部の2部形式で、カルタ大会を、11月16日の12時半より、くにたち福祉会館4階大ホールにて行います。参加費は無料となっております。

5番目は、一般社団法人国立シンフォニカー主催の「一橋大学兼松講堂レジデントオーケストラ『国立シンフォニカー』第8回定期演奏会」です。今回は、平成26年4月29日14時より、一橋大学兼松講堂にて、ブラームスのバイオリン協奏曲二長調作品77等を演奏いたします。入場料は、P席4,500円、S席2,500円、A席1,500円となっております。

6番目は、社団法人実践倫理宏正会北多摩ブロック国立支部主催の「関東地区北多摩ブロック国立支部ファミリー講演会」です。正しい生活、倫理に沿った生き方の大切さを会員の体験談を通して普及させることを目的とし、11月23日10時より、くにたち市民芸術小ホールにて、「人間関係が希薄になっていませんか？」をテーマに、会員8名の体験を発表します。参加費は無料となっております。

7番目は、カジキタドリーム主催の「宝塚レビュークラス発表会『Sweet Dream for you～素敵な夢を～』」です。市民参加型レビューショーとして、歌やダンスを身近に感じ楽しんでいただくことを目的に、宝塚OGと市民によるショートミュージカル&レビューショーを、12月28日15時、18時の2回、くにたち市民芸術小ホールで行います。参加費は、2,500円となっております。

8番目は、NPO法人野外遊び喜び総合研究所主催の「第7回ウォークラリー大会」です。今回も、「親子」、「地域」、「防災」、「健康」をテーマに、平成26年3月1日10時より、府中市民陸上競技場より、ウォークラリーを行います。参加費は無料です。

9番目は、東京都多摩障害者スポーツセンター主催の「障害者週間記念事業NHKハートスポーツフェスタ」です。「スポーツセンターを知ってもらおう！」をテーマに、地域住民の方々と障害者がスポーツ等を通じて交流することを目的とし、ハートスポーツ水泳教室、「NHKラジオ体操・みんなの体操」講座、障害者スポーツ体験コーナーなどを、12月8日10時より、東京都多摩障害者スポー

ツセンターにて行います。参加費は無料となっております。

以上、9件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断いたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見などございますか。

○【山口委員】 この時期は、多いですね。感想です。

○【佐藤委員長】 そうですね。

ほかにはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(8) その他報告事項4) 要望書について

○【佐藤委員長】 では、ないようでしたら、その報告事項4、要望書についてに移ります。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 要望は1件です。国立市公民館を守る会より、公民館職員の人事に関する要望書をいただいております。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 こちらは、公民館の人事のことで、以前もあって、今回は新しい内容だと思うのですが、回答期限があり、回答もされていて、この回答でいいと思うのですが、この回答について、少し説明をお願いします。

○【佐藤委員長】 宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 まず、この要望については、取り扱いが2点ございまして、一つは、こちら、狭義の教育委員会にご要望として声を届ける。こちらについては、教育委員会、この狭義の教育委員会としての回答ということはしておりませんので、こちらの要望書は、この場で受けとめていただくということになります。

事務局側の長として、教育長のお名前も入っております。特に、教育行政の人事は、教育委員会にあるのですが、一方では、市長部局との連絡調整との中で総合的に行っておりますので、市長部局と合同でといいますか、双方受けとめた形で、回答を申し上げます。

回答としては、従来どおりで、基本的な考えは変わっておりませんで、必要な人材は、必要な部署で、適材適所活用をしていくということを基本的に整理し、別添おつけした回答書を、期日もございましたので、回答しているという次第でございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 よろしでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 既に、この要望書の内容につきましては、要望書が提出された10月18日に、国立市公民館を守る会という団体と私とで話し合いをもって、会からのこの要望書に沿った趣旨について、ご意見、ご要望いただいておりますし、それに対しまして、この回答にありますような、市の人事行

政としての立場や考え方を、説明したところでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 回答は、全体の人事異動の中で対応しつつ、公民館職員としての専門性も配慮していくということでした。

最近読んだ記事の中に、不況の続く中で、生涯学習、それから、社会参加に支出できる金額が、国も自治体もそれぞれ約半分に減ったとありました。社会教育法ができたころは、社会教育については、国が責任を持って進めていくということで、どちらかといいますと、行政主導で進めてきたわけですが、時代や社会の変化もあり、行政や市民が知恵を出して、力を合わせて進めていくという段階にきているのではないかと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ、本日の審議案件は、全て終了しました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようにになりますか。

林教育次長。

○【林教育次長】 次回、12月の教育委員会でございますが、12月24日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたしたいと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は、12月24日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時22分閉会